

# 名古屋港管理組合公式ウェブサイト・バナー広告募集要領

## 1 広告媒体

(1) 名称名古屋港管理組合公式ウェブサイト <https://www.port-of-nagoya.jp/>

(2) アクセス件数

月間平均 約 18,000 件

※ トップページのみアクセス件数です。また、このデータは参考であり、毎月のアクセス件数を保証するものではありません。

## 2 募集する広告

(1) 広告掲載ページ

名古屋港管理組合公式ウェブサイトのトップページ

※ レイアウトについては、一部変更する場合がありますので、予めご了承ください。

(2) 枠数 4 枠

※ 年度途中に応募者があった場合、枠数を増やす場合があります。

※ 同一の内容又はリンク先の広告については、複数枠の掲載の申込みをすることができません。

(3) 広告掲載位置

広告の掲載位置は、実際のページをご覧ください。

※ 掲載位置の指定はできません。

(4) 広告掲載料

1 枠あたり月額 5,000 円（税込）

※ 広告掲載料は、一括前納となります。

(5) バナー広告の画像規格

サイズ—横 234 ピクセル×縦 60 ピクセル

画像形式—JPEG

データ容量—15KB 以下

※ 画像は、広告掲載希望者の責任及び負担において作成してください。

※ 画像作成にあたっては、「名古屋港管理組合公式ウェブサイト・バナー広告表現ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を遵守してください。

#### (6) 掲載期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 8 年 3 月 31 日（火）

※ 連続した 2 か月以上 1 月単位でご希望の月数の申込みができます。

※ 掲載月により掲載期間が異なります。

|      | 掲載開始日              | 掲載終了日               |
|------|--------------------|---------------------|
| 4 月  | 令和 7 年 4 月 1 日（火）  | 令和 7 年 4 月 30 日（水）  |
| 5 月  | 令和 7 年 5 月 1 日（木）  | 令和 7 年 5 月 31 日（土）  |
| 6 月  | 令和 7 年 6 月 1 日（日）  | 令和 7 年 6 月 30 日（月）  |
| 7 月  | 令和 7 年 7 月 1 日（火）  | 令和 7 年 7 月 31 日（木）  |
| 8 月  | 令和 7 年 8 月 1 日（金）  | 令和 7 年 8 月 31 日（日）  |
| 9 月  | 令和 7 年 9 月 1 日（月）  | 令和 7 年 9 月 30 日（火）  |
| 10 月 | 令和 7 年 10 月 1 日（水） | 令和 7 年 10 月 31 日（金） |
| 11 月 | 令和 7 年 11 月 1 日（土） | 令和 7 年 11 月 30 日（日） |
| 12 月 | 令和 7 年 12 月 1 日（月） | 令和 7 年 12 月 31 日（水） |
| 1 月  | 令和 8 年 1 月 1 日（木）  | 令和 8 年 1 月 31 日（土）  |
| 2 月  | 令和 8 年 2 月 1 日（日）  | 令和 8 年 2 月 28 日（土）  |
| 3 月  | 令和 8 年 3 月 1 日（日）  | 令和 8 年 3 月 31 日（火）  |

※ あらかじめ本組合公式ウェブサイト上で周知したシステムの保守等によるサービス停止期間は、掲載期間から除きます。

※ 原則として、掲載開始日の正午までに掲載し、掲載終了日翌日の正午までに掲載を終了します。

※ 掲載作業の関係上、掲載開始時刻が遅れる場合があります。

#### (7) 広告内容

本要領に定めるもののほか、「名古屋港管理組合広告掲載要綱」（以下「要綱」という。）及び「名古屋港管理組合広告掲載基準」（以下「基準」という。）の条件を満たすものとします。

なお、要綱第 5 条及び基準第 3 条に該当するものは、掲載できません。バナー広告の画像だけでなく、リンク先のウェブページの内容が要綱第 5 条及び基準第 3 条に該当する場合も掲載できません。

## 3 募集対象

広告の掲載を希望する事業者等を対象とします。ただし、申込事業者等が要綱第 5 条第 2 項各号に掲げる業種又は事業者該当する場合は、申込みできません。

## 4 申込み

### (1) 申込方法

申込書に必要事項を記入し、以下の申込先まで提出してください。また、バナー広告原稿（画像データ）については、以下の電子メールアドレスにデータを送付してください。

郵送にて申込書をご提出いただいた場合は、申込書を受け付けた日の翌日（土曜、日曜、祝休日及び年末年始を除く。）までに申込事業者等の担当者様へ電話又は電子メールにてご連絡差し上げます。それまでに連絡がない場合は、お手数ですが以下の申込先までお問い合わせください。

#### 【提出物】

- ・名古屋港管理組合公式ウェブサイト・バナー広告掲載申込書
- ・バナー広告原稿（画像データ）

※ 審査にあたり、他に資料の提出を求めることがあります。（法人の登記簿謄本、納税証明書等）

#### 【申込先】

〒455-0033 名古屋市港区港町 1-11

名古屋港管理組合港営部みなと振興課広報・にぎわい振興室

電話番号：052-654-7839

電子メールアドレス：kouhou@union.nagoyako.lg.jp

### (2) 申込開始日時

令和 7 年 2 月 1 日（土）午後 1 時

### (3) 申込締切日時

令和 7 年 2 月 20 日（木）午後 5 時必着

申込み締切り後以下のとおり別途申込締切日時を設け、引き続き募集します。

※ 掲載状況については、名古屋港管理組合公式ウェブサイト・広告事業のご案内のページでお知らせします。

※ 「対象となる掲載月」の範囲内で、連続した 2 カ月以上 1 月単位でご希望の月数の申込みができます。

| 申込締切日時                      | 対象となる掲載月                  |
|-----------------------------|---------------------------|
| 令和 7 年 4 月 18 日（金）午後 5 時必着  | 令和 7 年 6 月から令和 8 年 3 月まで  |
| 令和 7 年 5 月 20 日（火）午後 5 時必着  | 令和 7 年 7 月から令和 8 年 3 月まで  |
| 令和 7 年 6 月 20 日（金）午後 5 時必着  | 令和 7 年 8 月から令和 8 年 3 月まで  |
| 令和 7 年 7 月 18 日（金）午後 5 時必着  | 令和 7 年 9 月から令和 8 年 3 月まで  |
| 令和 7 年 8 月 20 日（水）午後 5 時必着  | 令和 7 年 10 月から令和 8 年 3 月まで |
| 令和 7 年 9 月 19 日（金）午後 5 時必着  | 令和 7 年 11 月から令和 8 年 3 月まで |
| 令和 7 年 10 月 20 日（月）午後 5 時必着 | 令和 7 年 12 月から令和 8 年 3 月まで |
| 令和 7 年 11 月 20 日（木）午後 5 時必着 | 令和 8 年 1 月から令和 8 年 3 月まで  |
| 令和 7 年 12 月 19 日（金）午後 5 時必着 | 令和 8 年 2 月から令和 8 年 3 月まで  |

## 5 広告の選定方法及び掲載手続

### (1) 選定方法

内容審査の上、掲載の可否を決定します。

募集枠数を超える申込みがあった場合は、掲載希望月数の多いものを優先します。

これによってもなお募集枠数を超えるときは、抽選により決定します。

### (2) 掲載手続

ア 審査又は抽選の結果、広告を掲載する者として選定された応募者に対し、広告掲載決定の通知をします。  
(非掲載となった応募者に対してもその旨を通知します。)

イ 広告掲載決定の通知に同封されている承諾書に記名その他必要事項を記入し、原則、掲載開始月の前月 10 日（土曜・日曜・祝休日の場合は、直前の平日）までに提出していただきます。

ウ 掲載開始月の前月 20 日（土曜・日曜・祝休日の場合は、直前の平日）までに、本組合の発行する納入通知書により広告掲載料を納付していただきます。

エ 広告掲載開始日の正午までに、提出いただいた画像をバナー広告として掲載します。

## 6 その他

(1) バナー広告の画像及びリンク先ウェブページの内容が本要領、要綱及び基準に違反していると認められる場合は、期限を定めて内容改善を求めます。

(2) 以下のいずれかに該当する場合は、広告掲載の一時的な停止又は契約の解除をすることがあります。

ア 指定した期日までに広告掲載料の納付が行われない場合

イ 指定した期日までにバナー広告の画像及びリンク先ウェブページの内容改善が行われない場

ウ 広告掲載決定後に、要綱第 5 条及び基準第 3 条に該当することとなった場合

エ その他広告掲載が不適当であると判断したとき

ただし、広告掲載の一時的な停止又は契約の解除をした場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行いません。

(3) 広告掲載決定の通知を受けた者（以下「広告主」といいます。）は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができます。ただし、広告掲載を取り下げた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行いません。

(4) 広告主の責に帰さない理由により、15 日を超える期間連続して本組合が広告を掲載できなかったときは、納付済みの広告掲載料のうち、広告の掲載を停止した日から起算して 15 日を超えた日の属する月から、広告の掲載を再開した日の前日の属する月までの納付済月額の合計額を返還します。なお、返還する広告掲載料には、利息は付しません。

上記(4)に該当する場合でも、以下のいずれかの理由によるものである場合は、広告掲載料の返還は行いません。

ア 機器等の保守又は工事を行う場合

イ 天災地変その他の非常事態が発生した場合ウ その他公益上やむを得ない場合

(5) 広告主の責に帰さない理由により、本組合が広告を掲載できなかった期間が 1 日以上 15 日以下であるときは、広告を掲載できなかった日数に応じて掲載期間を延長します。ただし、広告を掲載できなかった日数が 1 日未満の場合は、掲載期間の延長は行いません。

(6) 上記(6)に該当する場合でも、以下のいずれかの理由によるものである場合は、掲載の延長は行いません。

ア 機器等の保守又は工事を行う場合

イ 天災地変その他の非常事態が発生した場合ウ その他公益上やむを得ない場合

(7) 掲載中のバナー広告の画像、リンク先又はリンク先ウェブページの内容を変更する場合は、変更に係る内容について審査を受ける必要があります。変更を希望される場合は、掲載希望月の前々月 20 日（土曜・日曜・祝休日の場合は、直前の平日）までに本組合にその旨を届出し、本組合の指示に従ってください。なお、変更は、原則月単位で行うこととします。

(8) その他広告掲載に関しては、本組合職員の指示に従ってください。

#### 【お問い合わせ先】

名古屋港管理組合港営部みなと振興課広報・にぎわい振興室

電話番号：052-654-7839

ファックス番号：052-654-7990

電子メールアドレス：kouhou@union.nagoyako.lg.jp